

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年六月二十日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年一月十三日奈良県指令建第一一〇一―一二八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年六月十三日建第一〇一三八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市高山町一〇九五九番二の一部及び一〇九六〇番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都府京田辺市田辺鳥本五番地二 ハウゼ・ノイン一〇一

石崎眞衣

石崎充起

一 許可番号

令和五年一月二十六日奈良県指令建第一一〇一―一三二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年六月十三日建第一〇一三九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市木戸一五番一、一五番二及び一五番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区上本町西五丁目一番三五―三一〇一号

小池仁